

京 都 大 学 医 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学科、学科目及び講座)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 医学部人間健康科学科のコース及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>先端看護科学コース <u>基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座</u></p> <p>先端リハビリテーション科学コース <u>理学療法学講座、作業療法学講座</u></p> <p>総合医療科学コース <u>生命・基礎医科学講座、臨床医科学講座、医療理工科学講座</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(学科、学科目及び講座)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 医学部人間健康科学科のコース及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>先端看護科学コース <u>先端基盤看護科学講座、先端中核看護科学講座、先端広域看護科学講座</u></p> <p>先端リハビリテーション科学コース <u>先端理学療法学講座、先端作業療法学講座</u></p> <p>総合医療科学コース <u>基礎系医療科学講座、臨床系医療科学講座、理工系医療科学講座</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>